

○内子町地域づくり事業費補助金交付要綱

平成17年 1月 1日

訓令第29号

改正 平成25年 3月27日訓令第4号

令和 2年 4月 1日訓令第1号

令和 4年 4月 1日訓令第6号

令和 4年10月 3日訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、地域づくり計画実現のために、住民自らの創意工夫により、主体的に取り組む自治会に対し、補助金を交付することによって地域づくり活動の気運を高め、運動の定着を図り、ひいては地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、住民の自治と連帯の意識を高め、豊かな地域社会づくりを目的に策定された「地域づくり計画」のうち、地域住民自らの工夫と労働が伴うもので、次に掲げる事業とする。ただし、他の補助制度等がある場合は除外する。

(1) 産業振興に関するもの

- ・生産者と消費者を農作物で結ぶ交流事業
- ・地域特産品の創出事業
- ・地域資源を活かしたビジネス創出事業

(2) 地域環境の整備に関するもので、住民の利便、娯楽に供するものを除く。

- ・地域の誇りや自慢の創出事業
- ・地域の環境美化創造事業
- ・美しい沿道や河川の整美事業
- ・緑化推進事業
- ・名水、名木、天然記念物の保護育成事業

(3) 文化活動の推進に関するもの

- ・信仰、宗教を伴わない伝統行事の保護育成
- ・地域おこしのためのイベント等
- ・「村の暮らし」、「村の歴史」編纂と刊行事業
- ・歴史遺産の保護・活用

(4) 健康、福祉の推進に関するもの

(5) 自主防災組織の活性化に関するもの

- ・地区防災計画の作成
- ・地域の防災訓練の実施
- ・地域の防災対策に関するワークショップ

(6) その他、地域づくりに関し町長が特に必要と認めるもの

2 対象事業は、次に掲げる事業に区分する。

(1) 地域の魅力創出事業

- ・自治会単独で実施する事業
- ・自主防災組織と連携する事業

(2) コミュニティビジネス創出事業

- ・自治会単独で環境保全、高齢者福祉、産業振興等の地域課題解決に取り組みながらビジネス創出を目指す事業

(3) 広域連携推進事業

- ・自治会が他の自治会、NPO、大学、企業等、他の団体と連携して取り組む事業

(申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会は、事業を実施しようとする年度の前年度の1月31日までに地域づくり事業費補助金交付申請書（前条第2項第1号に規定する事業については様式第1—1号、同項第2号に規定する事業については様式第1—2号、同項第3号に規定する事業については様式第1—3号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内子町地域づくり事業審査会の意見を聴き、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは地域づくり事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により自治会に通知するものとする。

(関係書類等の提出)

第5条 自治会は、事業の完了後、実績報告書（第2条第2項第1号に規定する事業については様式第3—1号、第2条第2項第2号に規定する事業については様式第3—2号、第2条第2項第3号に規定する事業については様式第3—3号）、請求書（様式第4号）、等関係書類を、別途指示する期限までに町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告により精算額が生じた場合、町長はその内容を審査し、変更交付することが適当と認めるときは地域づくり事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により自治会に通知するものとする。

(補助金等)

第6条 対象事業に係る補助金の額は、直接事業に要する経費のうち、原材料、印刷製本費、借上料、講師謝礼（旅費等を含む。）、備品購入費の範囲内とする。ただし、その他地域づくりに関して、特に町長が必要と認めたものは、この限りでない。

2 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助対象期間）

第7条 補助金の交付の対象となる期間は、別表のとおりとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、交付決定された事業が完了した後に交付する。

2 事業の性格等により、補助金を概算又は前金で交付を受けたい場合は、概算払・前金払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 町長は、第4条の規定による交付決定を受けた者が、その内容及び交付決定の条件に違反したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることができる。

（助言、指導）

第10条 この事業の推進に当たって、町は必要な指導、助言を行うものとする。

（その他）

第11条 この訓令の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の内子町地域づくり事業費補助金交付要綱（平成3年内子町訓令第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月27日訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日までに、内子町地域づくり事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年4月1日訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月3日訓令第10号）

この訓令は、令和4年10月12日から施行する。

別表（第6条、第7条関係）

区分	補助対象期間	補助率	補助対象事業	補助限度額
地域の魅力創出事業	1年	8/10以内	—	50万円 ※ただし、自主防災組織と連携する事業は上限12万円
コミュニティビジネス創出事業	2年以内	10/10以内	30万円以上	100万円/年
広域連携推進事業			—	50万円/年

補助金の額は、算出額の1,000円未満を切り捨てとする。